

原発事故で痛感させられた 社会科学者の社会的責任

—何をどう分析するか

石田 雄

はじめに—責任意識の歴史的背景

2011年3月11日の原発事故の報道に私が接した時、最初に強く感じたのは、社会学者として何をしてきたかという厳しい自責の念であった。既に早くから高木仁三郎のような「市民学者」たちによって原発の危険性は十分に指摘されていた。それにもかかわらず、「安全神話」がメディアで広く普及された中で、経済発展のために必要だという論拠による原発推進の政策に歯止めをかけることはできなかった。この面からみれば、今回の原発事故は技術的な問題である以上に、社会的・政治的な問題だったと言わなければならない。そうだとしたら、この問題に十分とりくんで来なかったという点で、社会科学者の社会的責任は極めて大きいといわなければならない。

もちろん環境社会学では長谷川公一、政治学では本田宏など、少数ながら原発に関する業績がなかったわけではない。しかし結果責任を重視する政治学研究者の一人として、今回の事故に接して、私が強く社会的責任を感じたのには、それだけの歴史的背景がある。

社会問題である原発の危険な推進を止めることが出来なかったことに社会学者としての社会的責任を考えるに当たって、直ちに想起させられたのは水俣病の事例であった。自然科学者である宇井純が『公害の政治学』を著したことは、政治学研究者として20年以上日本の政治を扱ってきた私にとって衝撃であった。水俣病という切実な公害問題を分析することがなかったのを恥じた私は、1970年代の終りの3年間は、毎夏休みに水俣に入り調査をした結果を「水俣における抑圧と差別の構造」という論文として色川大吉編『水俣の啓示（上）』（筑摩書房、1985年）に発表した。

以上述べたのは私の個人的反省であるが、考えてみるとこの反省は長い日本の社会科学の歴史と深くかかわっていると思われる。すなわち近代日本における社会科学の発展をふりかえると、西欧の理論の摂取・解釈に力点を置き、現実の日本社会を分析することに関しては、むしろ自己規制をする傾向さえ見られた。この傾向は、特に戦前において言論の自由が制限されていた事情によるところが大きい。戦後にもその惰性がなくなった訳ではない。

このような日本の社会科学における歴史的特徴を明らかにするため、私は東大を去るに当たって『日本の社会科学』（東京大学出版会、1984年）を公刊した。この本が主として戦前を対象とするものであったので、その後には戦後の状況の同時代史的考察として『社会科学再考—敗戦から半世紀の同時代史』（東京大学出版会、1995年）を発表した。とりわけこの本の最後で社会科学者の社会

的責任に関して、かなり詳しく論じたので、本稿ではそれをくりかえすことは避けたい。

その後96年に教職を離れてからの私は、市民運動に活動の力点を移し、市民としての行動選択の基準を考える視点から社会科学者の責任を考え続けてきた。高木仁三郎の「市民科学者」という表現にならっていえば「市民社会科学者」になろうと志したといえるだろう。さらに敗戦から65年をこえるようになると、軍隊という戦闘（つまり殺人）を目的とした組織の中で生活した体験者が少なくなってくるにしたがって、新しい責任意識が生れてきた。

敗戦後は戦前の軍国青年であった自分への反省から、どのようにして軍国青年に育てられたかという過程は分析したが、軍事技術や軍事組織そのものについては、「戦記もの」の流行などへの反発もあり、どちらかという敬遠する傾向が私の中にあった。しかし戦争が遠い過去のものになった今日、武力による「国家の安全保障」あるいはそのための「同盟」（具体的には日米安保体制）という問題を、軍隊体験者の視点から見なおしておく責任があると感じるようになった。このようにして、残された体力をふりしぼって日米安保体制という今まで扱ったことが殆んどなかった新しい課題にとりくむことになった。

3月11日の原発事故の報道に接したのは、丁度この安保に関する仕事をしあげようとしていた時であった。すべての人間の生命を尊重するという私の社会科学研究の前提にある基本的価値観からみて、安保と原発とは共通した要素を持っている。その上、どちらも直ちに生命を脅かす事実が多くの人目の前にある訳ではないが、現在の既成事実が積み重ねられていけば、生命への危険性が大きくなることは明らかである。しかも切迫した犠牲を強く意識させられるのは、安保では沖縄、原発では福島というように「周辺」化された特定の地域に限られている。それゆえ、その他の地域にいる多数派は、その危うさについて十分意識することはない。

そのほか多くの共通性を安保と原発の間に見出した私は、急に対象を安保だけでなく原発にまでひろげ、この二つを対比しながら同時に扱うこととした。その暫定的な成果は、近く『安保と原発一命を脅かす二つの聖域を問う』と題して唯学書房から公刊される予定であるので、その内容をくりかえすことはしない。

その本の最後に開沼博との4時間に及ぶ対談の一部を収めた。開沼は3・11直前に完成し、事故後に公刊された『「フクシマ」論—原子カムラはなぜ生まれたのか』（青土社、2011年）の著者である。その対談では、体力的限界で福島に行けない私が、「原子カムラ」の現況を教えてくださいとを主眼とした。本稿の中心課題である社会科学者の社会的責任という問題は意識的に避けた。社会学者相互間の方法論議が一般の読者にとってわずらわしく感じられることのないようにする為だった。本誌の読者の多くは社会科学の研究者であると予想するので、ここでは原発事故に即して社会学者が社会的責任を果たすために何をすべきかを考えることにしたい。

社会的責任を果たすために何をどう分析するか

たとえ社会学者の間であっても、社会的責任論を抽象的に論ずることは、あまり意味があることとは思えない。私は社会学者が社会的責任を果たすとは、決して社会学者が実用的研究に従事することだとは思えない。自分の研究の価値的前提を意識化することは、その研究者が市民とし

て、人間としてどのような行動を選択するかということと不可分の関係にある。その関係の自覚が重要であるということを確認した上で、原発事故という社会的問題に対して、具体的に何をどのような視角から分析するべきかを考えよう。

本来なら私自身が以下に提案するような研究を自分で遂行してその成果を発表すべきだと思う。しかし何分にも88歳を超えて、実際に調査に入ることは出来ない。可能なのは、幾つかの事例を挙げて研究の方向を示唆することだけである。以下述べるのは、あくまで例示であり、政治学研究者としての偏りがあると思う。このほかになお多くの視角や問題点を加えることが出来るだろう。このように限られた事例だとはいえ、それぞれを実証的に研究するには多大の労力が必要である。一人で全部を扱うことは困難で、何人かで協力するということも好ましいやり方である。

(1) 国際政治の中での核問題という視角

原発事故以来、原発導入から後の歴史的過程に関する情報も広く知られるようになった。いわゆる「原子力の平和利用」の発端が1953年末国連におけるアイゼンハワー米大統領の演説に求められるのが通説である。しかしその背後には、第二次大戦中からの米ソ両国間にみられた核兵器開発競争があった。そしてソ連による核兵器の所持が明らかになった状況の中で、新しい対応として米大統領による「平和利用」の提唱がみられるに至ったものと思われる。

このような国際環境は、原爆によって敗戦に至った後に米ソのはざまに置かれた日本に対しては特別の意味を持った。ピキニにおける水爆実験による「死の灰」の被曝以後、原水爆禁止運動が昂揚していた日本に対して、原子力の「平和利用」が対症療法として特別な役割を担わされたからである。

アメリカ訪問から帰ってきた中曽根康弘という改進黨のような政治の主流ではない党の若い代議士たちの提案で54年に突然原子力開発に関する予算が計上されることになり、CIAと緊密に連繋した正力松太郎が傘下のメディアを動員して広汎な「平和利用」宣伝を始めたことも、当時の国際的な文脈を考えない限り極めて唐突な出来事であった。

象徴的だったのは55年11月から6週間日比谷公園で開催された「原子力平和利用博覧会」であった。費用負担など多くの点でアメリカの支援によって大々的に催されたこの企ては、その後全国10か所を巡回し、260万あまりの観客を動員したという。とりわけ広島では、中国新聞、県、市、大学、アメリカ文化センターの共催で、出来たばかりの原爆資料館を使い被爆関係資料を撤去して、原子力平和利用の成果を示す展示がされた。

被爆国日本において「平和利用」に関する強力な宣伝は、戦争と破壊のための原爆と平和と建設のための原発という二項対立によって、単に反米に結びつきやすい反原爆感情をいやすだけでなく、未来への夢を托するものとして原子炉をアメリカからとり入れる道を拓く重要な転機となった。

しかし、このような形で「平和利用」に転じたということによって、日本が国際政治における核の軍事利用の問題から自由になったという訳ではない。日米安保条約によってアメリカの核の傘の下にありながら、他方で核兵器反対の国民世論に根ざした「非核三原則」を維持するという矛盾は解決困難なものとして残っている。「核持ち込み」問題を秘密合意によって解決するという方法も情報公開が進むとともに難しくなっている。

原発を核武装の潜在力とするという考え方は、当初から外務省の非公開文書に記されているところである。その考え方は、国外・国内の状況の変化によって一層強められてきている。すなわち国外では核拡散防止条約にもかかわらず、核保有国が増大しているという変化があり、国内では世界第二の原発保有国として、すでに十分な核兵器生産能力をそなえ、それを現実化する方向を促進しようとする排外主義的世論も存在する。

今こそ明確な将来構想の上で国際政治における核の問題にどのように対処するかという具体策を進めていく必要に迫られている。社会学者としても、それぞれの価値的前提を自覚した上で、冷徹な現実分析を基礎にした将来予測を明らかにして、広く国民の討議資料として提供すべきであろう。

(2) 原発推進の国内政治的要因（原子力村の形成）

さきにも触れたように、外発的要因に強く動かされて、国内政治的には唐突な形で始められた原発導入は、当初から推進主体についての二元性という難問を含んでいた。すなわち科学技術庁が自主的技術開発路線をめざすのに対し、通産省は外国で作られた原子炉を輸入するという政策を選んでいった。この二元性が次第に通産省の主導力強化の方向で一元化していく過程については、既に吉岡斉によって指摘されている。なお社会学者に残された課題は、この過程を経済や政治の文脈の中で分析することである。

財界主流は、当初原発推進に関して慎重に様子を見る態度を示していたようである。やがて原発推進が「国策」となってくると、原発三法制定（55年）という形で法に裏づけられた補助も期待できるようになり、積極的に推進する方向に動いていく。国外の原子炉製造業者との連繫を強めながら、三菱重工、東芝（石川島播磨重工などと共に三井グループ）、日立の大手3グループの寡占化が進む。実際の建設に当っては大手ゼネコンから始まり下請け孫請けにまで至る関連企業の系列が形成される。

これをとりまく経済的な環境としては、戦後極めて重要なエネルギー源であった石炭が60年代から次第に石油にその地位を奪われ、70年代には石油危機によって原発への傾斜が強まるという注目すべき変化があった。さらに環境問題への関心が高まると、CO₂削減のための「クリーンなエネルギー」としての原発の有利さが強調されるようになった。

政治の領域でも、原発推進の主体が非主流から中心へと移ってくる。最初推進した中曽根は改進黨であり、正力も新たに政界入りをしたばかりであった。しかし上に述べたような財界の側の変化、およびそれを促進する通産省の影響力の増大に対応して、政界の中央が原発推進の主体となる。財政難にならむ選挙区の自治体にとって原発誘致が魅力ある開発機会であったという点が、個別の政治家にとって重要であった場合もみられる。

学界では当初、日本学術会議が54年10月に原子力研究に関する民主・自主・公開の三原則を決めた態度に代表されるように、慎重論が主流であった。強引に原子力委員をひきうけさせられた湯川秀樹が57年3月に委員を辞任したことにもその傾向は象徴されている。しかし原発推進が国策化したことによってもたらされる研究費、電力会社との産学協同によってえられる資金などの魅力は、やがて推進論を学界の主流へと変えていった。一度主流の地位を占めた推進論は、研究費配分、

就職、昇進などに関する教授の影響力を通じて批判派の少数意見に発言の機会を失わせるようになった。

メディアの世界でも、当初は正力の傘下にあるものが中心であった状況から、全国紙・全国放送が推進論になるという変化がみられる。それは東京電力をはじめとする電力関係企業及び関連組織の広告費が全国一位という圧倒的な力を持っていたことの当然の帰結である。

このようにして政官財学およびメディアの五者によって原子力村と称される原発推進の複合体が形成されることになった。次にその複合体の構造を各主体の社会的基盤という面から見ることにしよう。

(3) 原発推進を実施する権力の基盤

政官財学およびメディアという五者の複合体として原子力村が形成された後に、どのようにして原発推進の政策が実現されたか。次にこの五角形の頂点をなす指導層が、どのような基盤によって支えられていたかを検討しよう。

第一に「政」界をみる。選挙によってその地位を得る政治家にとって、資金と地盤は決定的意味を持つ。資金については、電力会社幹部からの献金、パーティー券の会社による購入という電力業界からの支援が、こうして選出された政治家の政策決定に影響することはいうまでもない。

選挙地盤という点では、電力会社の組織とそれらの会社の労働組合組織が集票の上で役割を果たす場合も大きいだろう。浮動票についてはメディアが流す推進論に従うことの有利さについて配慮されるものと思われる。そのほか原発誘致に選挙区がかかわっている場合には、自治体関係者から地元有力者へという人脈が意味を持つことが考えられる。

第二に「官」界については、勿論通商産業省（後に経産省）が中心となる。この官界の指導者たちにとって、原発推進が多くの補助金をよびこみ「省益」を拡大することになる。これが官僚としての威信の増大になることはいうまでもない。さらに退職後の将来も考えれば、原発推進という政策を実施する過程で作られた政界および財界との密接な関係が、政界への進出、財界への天下り（関係法人役員へのものを含む）などの可能性を開くことになる。

第三に「財」界においても、電力業界の指導者たちは「国策民営」の一翼を担うものとして、補助金と電気料金の上のせいで、リスクは政府に負わせた形で利益をあげることによって、系列企業を支配下に収めて競争を有利に展開する。さらに原子炉の輸出という形で国際競争にまで参与することになる。そしてそのような関係業界の経済的実力の向上が、さらに政・官界への影響力の増大となるという循環がみられる。

第四に「学」界の指導者にとっても、原発推進への協力は次のような点で魅力がある。前述したようにこの政策に協力することで得られる研究費の配分権を握ることは、弟子達の将来の就職先の支配とも関連して、学界の中で地位を確立することに役立つ。勿論これは大学内での後輩の任命、昇進への影響力とも関連してくる。そして政官との結びつきによる様ざまな地位（審議会委員など）の獲得だけでなく、将来の天下り先として関連企業あるいは団体の役職という可能性もある。

第五に「メディア」界についてみる。既に述べたように電力業界は日本で最大の広告費を投じているのだから、メディアの指導的地位にある人たちは、二重の面で特別の配慮を加えなければなら

ない。二重といったのは、積極面で原発が日本経済の成長にとっていかに重要であるかを強調する面であり、消極面では原発の危険性を意識させないために「安全神話」を浸透させることである。私はこれを積極・消極両面での「聖域化」と呼んでいる。

ただあまりにも露骨に推進論を主張すると逆効果になる場合もあるので、報道の中立性を装うために、学界の人材が適宜利用される。西欧諸国のメディアと比べて、日本の全国紙の横ならび傾向が強いという特徴は、その際特に注目に値する。記者クラブ制度や関係企業の経営体質などと共に十分に分析されるべき対象である。この領域はメディア研究として独立した研究分野となっているので、原発事故を事例とした密度の高い調査研究が望まれる。

(4) なぜ反原発運動は十分な力を持てなかったのか

前述したような政治構造に支えられて、原発推進の政策が続行され遂に3月11日の事故に至った。その後一部には慎重論がみられるにもかかわらず、再稼働への動きも見られる。

このような方向に対し、原発反対の運動もなかった訳ではない。許可取消しを求めるなどの行政訴訟、運転差止めを求めるなどの民事訴訟という形で反原発関係の訴訟も約20件に及んだ。しかしその中で2回だけ勝訴した例はあるが、それを含め結局全部最高裁で敗訴に終わっている。地域的運動としては新潟県巻町の場合のように住民投票の結果原発阻止に成功した例もある。しかし全国的な運動の力は、今回の原発事故を防ぐだけの影響を持つことが出来なかった。事故後でも現に原発をかかえている地域では、経済的依存の強さによる存続への期待さえみられる。

結論を先取りしていえば、反原発運動にとって最大の難問は、事故による危険の被害者が将来世代であって、現在直接発言主体となりえない点にある。すなわち当面の利益が長期的見通しよりも重視される傾向が、反原発運動を拡げることがをさまたげている。

長期的構想の理念をかかげて原発に反対する人がいても、原発誘致に伴う補助金、雇用などの当面の利益を考えたとき、郷土の発展のために原発をという選択は極めて魅力的である。過疎地の場合、次の年から出稼ぎに行かず一年中家族と暮しながら働けるようになることを選ぶのは極めて自然である。巻町のように都市近郊地域の場合には、通勤可能な雇用機会が過疎地に比べて多いという条件が、原発の魅力を比較的小さくしたといえるだろう。

もちろん「当面の利益」の可能な時間の幅は、状況により個人により異なる。財政難から逃れるため原発を誘致した自治体の場合、庁舎の新設だけでなく、あまり使われないハコものの建設によって一時的にはうらやまが湧いたが、やがてその維持管理が財政負担となり、他方では原発による固定資産税も減ってくると、当面の利益が期限切れになる。ただその頃までには原発に対する依存症が生まれ、もう一基増設することで、再度「当面の利益」をねらうということにもなりがちである。

他面、原発立地による利益喪失が眼に見える場合には、選択は容易でなく、反対運動の可能性は大きくなる。原発によって漁業権に伴う利益が侵される場合が典型例である。ただこの場合でも、絶対反対になるか、それとも補償金を増すための条件闘争となるかは状況によって微妙にわかれていくことが多い。三重県芦浜原発の場合のように、隣接自治体の態度が対立し、最後に北川正恭知事が白紙撤回を宣言したような例もある。

原発予定地の地権者の態度が運動に与える影響も大きい。福島第一原発のように戦時中飛行場で

あり、戦後製塩に使われていた土地が重要な用途がなく単一の地権者に所有されていたような場合には、円滑に用地買収が行われるので、反対運動の可能性は少なくなる。それに対し、地権者の中に子孫の為に断じて土地を手離さないという人がいたり、巻町のように原発予定地の中に町有地があるという場合には、これが反対運動にとって重要な拠点となる。

しかしこのように極めて多様な状況の中で原発反対運動がどのような展開を示すかについて決定的な要因は組織と指導の問題である。どの地域にも何人かは長期的展望の下に原則的な反対論を主張する人がいるのが通例である。ただそのような人が、当面の利益を強調する多数派によって孤立を深めるようになるか、それとも徐々に影響力を大きくできるかは、運動の組織と指導のあり方によって決まってくる。既存の「反体制」組織すなわち県評などの労働組合組織に依存する場合には、一時的動員数は多くても、結局地元の現実的利益とそれを基礎にした「地域の繁栄」という論理に圧倒されて長期的影響力を維持できない。あるいは反対運動が条件闘争のために条件をよくする手段に使われることにもなる。社会党県議として原発反対を主張していた政治家が「愛郷心」の論理で原発誘致の町長になったという福島県双葉町の場合には、戦前の権力的抑圧に屈服したのとは異なった型の転向がみられる。

これに対して巻町の場合には、既存の組織に依存せず、多様な自発的集団の横の連帯に頼ったという点が注目される。また周囲の空気に配慮しあからさまに反対の意思を示せない人たちに折鶴を折ってもらい、それを集め町長に届けたり、意見を書いたハンカチを集めて木のようにつるすなど、様々な工夫をしたことが運動をひろげることに役立った。

次に運動の効果をあげるために、どのような制度的手続きが使えるかについて見ることにする。一般的に言えば緑の党があり、赤と緑の連合政権で原発廃止の政策決定を行ったドイツの事例とは異なり、日本では代議制民主主義の制度を通じて原発反対の運動が効果を生むことは難しいようにみえる。しかし形式的に制度利用の効果をきめつけることはできない。実際に状況に応じていろいろな制度的手続きを使いながら、その複合的効果を期待するほかはない。

巻町の場合をみても、四分の一世紀以上にわたって、町長選、町議選、町長リコールなど制度上認められた多様な手続きを使い、これに町議会議場前の坐り込みやハンガーストライキというような非暴力直接行動までも組み合わせて、最後に自主投票から住民投票条例制定に成功して、住民投票による原発拒否という法的手続きによる決定に至った。この経過を見るならば、住民投票という制度に頼ればよいという単純な考え方で済ますことはできない。

次に視野を広げて外国の事例と比較してみよう。3月11日の事故後のドイツとイタリアの対応が興味ある典型を示している。すなわちドイツでは17人の諮問委員による全面公開の11時間の討論による答申という熟議民主主義的な手続きを経て2022年までの原発廃止という閣議決定に至った。これに対しイタリアでは国民投票という直接民主制的手続きによって原発廃止を決定している。

他方北米に眼を転じると、カナダでは核廃棄物の処理をめぐる対象地域に関係の深い先住民を含めた熟議民主主義の手続きを取っている。ただその場合でも現在発言する機会をえられない将来世代については、道義的責任を強調する以外に方法はない（ジョンソン 198頁など）。

アメリカ合衆国のテキサス州では、どこよりも風力発電の利用率が低かった状態の中で討論型世

論調査を実施して、その結果を考慮し「総合資源計画」を立て再生可能電力基準を決めることによって、2007年にはカリフォルニア州を抜いて全米で最も風力発電が盛んな州になったという事例もある（フィッシュキン 236頁）。

どのような手続きによって原発反対運動の効果をあげるかについては、一義的な模範答案はない。具体的な政治状況と歴史的伝統など政治文化に配慮して多面的・複合的意見を総合して判断するほかはない。

むすび

なお論ずべきことも多いが、体力的限界から、短い結語を加えるにとどめたい。最初の問題提起にかえって言えば、社会学者がその社会的責任を果たすという視点から原発事故にどう立ちむかうべきかということになる。それへの回答としては、何よりもこの問題の社会的重要性を認識し、社会学者のとりくみの遅れを反省すること。その上で社会問題としての原発事故に立ちむかうに際しての価値的前提を自覚すること（これは研究そのものに明記する必要はないが自分で意識していることが必要である。因みに私の場合は、将来世代を含めすべての人間の生命を尊重することである）。そして何よりもこの前提から徹底した現実の分析を深めてゆくこと。その分析の成果を公にすることによって、この問題解決のための熟議に役立つ素材を提供すること。そのような討論の素材としての有用性を高めるためにも（研究内容そのものの向上のためには当然）、異なった意見の研究者相互間の対話が必要であるだけでなく、一般市民、とりわけ原発事故によって最も大きな被害をうける人たち（未来世代についてはその母親）との対話が不可欠であろう。このような方向で社会学者の間に世代をこえた協力が展開されることを切に願っている。

(2011年11月27日)

(いしだ・たけし 東京大学名誉教授)

【参考文献】

- 栗野仁雄『ルポ 原発難民』潮出版社、2011年。
石橋克彦編『原発を終らせる』岩波新書、2011年。
大沼安史『世界が見た福島原発災害—海外メディアが報じた真実』緑風出版、2011年。
海渡雄一『原発訴訟』岩波新書、2011年。
開沼博『「フクシマ」論—原子カムラはなぜ生まれたのか』青土社、2011年。
加納実紀代「ヒロシマと福島のあいだ」『インパクション』180号、2011年。
鎌田慧『新版 日本の原発地帯』岩波同時代ライブラリー、1996年。
鎌田慧・斉藤光政『ルポ 下北核半島』岩波書店、2011年。
河合弘之・大下英治『脱原発』青土社、2011年。
北村博司『原発を止めた町—三重・芦浜原発三十七年の闘い』現代書館、2011年。
桑原正史・三恵『巻原発—住民投票への軌跡』七つ森書館、2003年。
ジュヌヴィエーヴ・フジ・ジョンソン、船橋晴俊・西谷内博美訳『核廃棄物と熟議民主主義—倫理的的政策分析の可能性』新泉社、2011年（原著2008年）。
『高木仁三郎著作集』1-12巻、七つ森書館、2001-4年。

槌田劭『脱原発 共生の道』樹心社、2011年。

長谷川公一『脱原子力社会へ—電力をクリーン化する』岩波新書、2011年。

広河隆一『福島—原発と人びと』岩波新書、2011年。

ジェイムズ・S. フィッシュキン、曾根泰教監修、岩本貴子訳『人々の声が響き合うとき—熟議空間と民主主義』早川書房、2011年 (原著2009年)。

堀江邦夫『[増補改訂版] 原発ジブシー—被曝下請け労働者の記録』現代書館、2011年。

本田宏『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策転換は可能か』北海道大学図書刊行会、2005年。

山岡淳一郎『原発と権力—戦後から迎える支配層の系譜』ちくま新書、2011年。

吉岡齊『原子力の社会史—その日本の展開』朝日選書、1999年。



法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格は定価(税込)
TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 <http://www.hou-bun.com>

介護事故の法政策と保険政策

長沼建一郎著

介護事故をめぐる法的紛争の構造について裁判事例を中心に考察し、法政策と保険政策による対応の現状と課題を検討する。

●5250円

解雇の研究

高橋賢司著

EU法・ドイツ法の比較研究を踏まえ、日本の解雇法制の規制緩和論を批判的に考察し、規範的視座を提供する。

●7560円

EUとフランス

安江則子編著

憲法的アイデンティティと統合、市民権、移民政策、独仏関係など、緊張関係にある統合と国民国家の問題を専門家が解析。

●2940円

コスモポリタニズム

デヴィッド・ヘルド著 / 中谷義和訳

グローバル民主政論を牽引してきたヘルドの集大成。地球規模の諸課題を克服するための政策と実現のための新たな統治システムを提示。

●3990円

〈核発電〉を問う

戸田清著

原発事故の被災状況から、〈核〉がもたらす被害を平和学と環境学の視点から問い直し、〈核〉に依存する構造的暴力を根源的に照射する。

●2415円

〈原発依存〉と〈地球温暖化論〉の策略

中野洋一著

エネルギーを原発に依存する世界は、産業界の利益と主要先進国の政治目的という明確な策略であったことを実証的に暴く。

●2310円